

インターンシップ実習生 募集のご案内

福島労働局では、大学等の学生の皆さまを対象に、インターンシップ（職場体験実習）を実施します。

インターンシップでは、労働行政全般に関する講義が受講できるほか以下のいずれかの実務を体験することができます。

【労働基準コース】労働基準部及び労働基準監督署等での実習

【職業安定コース】職業安定部及びハローワーク等での実習

労働行政に興味をお持ちの方は、ぜひご応募ください。

～募集概要～

<対象者>

大学、大学院、短期大学、高等専門学校等に在籍する学生

<実習期間>

令和6年9月2日（月）～令和6年9月6日（金） ※連続5日間

※実習時間は、9時00分から17時00分まで（うち12時から13時は休憩時間）

<募集人数>

各コース2名程度

<募集受付期間>

令和6年7月22日（月）～同年7月31日（水）

※受入可否は、8月上旬を目途に大学等を通じて通知します



詳しくは裏面をご覧ください

【お問い合わせ】

福島労働局 総務部総務課

福島市花園町5-46福島第二合同庁舎

人事担当 やない おぬま ほんや
矢内、小沼、本谷

電話：024-536-4617

令和6年度 福島労働局職場体験学習《インターンシップ》実施要領（抄）

1 目的

福島労働局における実務を学生に体験させることにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資するとともに、労働局の業務内容および労働行政への理解を深めてもらうことを目的とする。

2 対象者

大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び人事院が国家一般職試験（大卒程度）の受験資格の認定においてこれらと同等の資格があると認める教育施設等（以下「大学等」という。）に在籍する学生とする。

3 実習の場所

福島労働局（福島市花園町5-46）の各部・室の事務室において行うものとするが、必要に応じ、監督署、ハローワークなどにおいて出張実習を行うことができる。

4 実習の内容等

- (1) 各部・室は、実習生ごとに指導員を置き、指導員が実習生の指導・助言等に当たること。
- (2) 実習生は、福島労働局が定めた実習科目を業務として実施すること。
- (3) 実習生は、実習期間終了後に実習内容に関する報告書を作成し、指導員に提出すること。

5 申し込み、受け入れ対象者の決定および通知

- (1) 大学等は、実習を希望する学生についてとりまとめを行い、ホームページ等で指定する時期までに、福島労働局あて、希望する学生に係る推薦書等を提出すること。
- (2) 福島労働局は、推薦を受けた学生について、書類選考により受け入れする学生を決定し、ホームページ等で指定する時期までに、大学等に対し、受け入れの可否等を通知する。
- (3) 大学等は、推薦した学生に対し、受け入れの可否等を通知すること。
- (4) 受け入れ可の通知を受けた大学等は、実習開始前までに、実習生に係る誓約書等を福島労働局あて提出すること。

6 提出書類

- (1) 応募時（上記5（1）の推薦書等）
 - ① 推薦書（実施要領 様式1）
 - ② 履歴書（実施要領 様式2）
 - ③ 志望理由等調査票（実施要領 様式3）
- (2) 受入決定後（上記5（4）の誓約書等）
 - ① 誓約書（実施要領 様式4）
 - ② 実施要領第11に定める賠償責任保険等に加入していることがわかるもの（証書等の写し）

実施要領の全体版、様式等は
福島労働局のホームページから
ダウンロードできます

福島労働局ホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/
fukushimaroudoukyoku/
newpage_00077.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushimaroudoukyoku/newpage_00077.html)

